



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年4月1日月曜日 第1343号外4

◇ 目 次 ◇

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... 1

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則... 2

温泉法施行細則の一部を改正する規則..... 2

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則.....12

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....12

愛媛県健康増進センター使用規則の一部を改正する規則.....17

愛媛県立保育専門学校規則の一部を改正する規則.....17

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則.....18

漁港法の規定に基づく許可等に関する規則等の一部を改正する規則.....19

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....20

告 示

知事印（専用公印）の新設.....20

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正.....20

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....20

訓 令

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....20

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令.....21

漁港に関する受託事務処理規程を廃止する訓令.....21

監査委員規程

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程.....21

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....22

教育委員会規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....22

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則.....23

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則.....23

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則.....24

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則.....25

人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事業所の号別区分等の一部改正.....25

公営企業管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程.....25

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表4の項右欄第1号中「第5条」を「第7条」に改め、同項同欄第2号及び第3号を次のように改める。

(2)及び(3) 削除

別表4の項右欄第4号中「第7条」を「第8条」に改め、同項同欄第5号中「第4条」を「第4条第1項第1号又は第2号」に改め、同項同欄第7号中「第14条」を「第17条」に改め、同項同欄第8号中「第15条」を「第18条」に改め、同項同欄第9号中「第17条」を「第20条」に、「第8条第1項」を「第9条第1項の許可の申請並びに同法第15条第1項の登録」に改め、同表5の項同欄第1号から第3号までを次のように改める。

(1)から(3)まで 削除

別表5の項の次に次のように加える。

5の2 特例条例別表17の2の項第3号に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第14条第2項の規定に基づく患者票の記載事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (2) 規則第14条第4項の患者票の交付に関する事務 (3) 規則第15条の規定に基づく患者票の返納の受付及び知事への送付に関する事務
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第30号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬

に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県個人情報保護審議会委員」を「愛媛県個人情報保護審議会委員 共同参画会議委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第31号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

（理容師法施行細則の一部改正）

第1条 理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

（美容師法施行細則の一部改正）

第2条 美容師法施行細則（昭和32年愛媛県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第32号

温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条」を「第1条第1項」に、「次の各号」を「同条第2項に掲げるもののほか、次」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条を削り、第7条中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第8条とする。

第6条を削り、第5条中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「当該許可の」を「、当該許可の」に改め、「の各号」を削り、同条を第6条とする。

第3条第1項中「第2条」を「第4条第1項」に、「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「前条後段の規定（第1号の規定を除く。）」を「第2条後段の規定」に、「同条第2号」を「同条第1号」に、「同条第3号及び

第4号」を「同条第2号及び第3号」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（有効期間更新申請書）

第3条 省令第2条に規定する申請書は、土地掘削・増掘・動力装置許可有効期間更新申請書（様式第2号）とする。

（工事完了・廃止届出書）

第4条 省令第3条に規定する届出書は、土地掘削・増掘・動力装置工事完了・廃止届出書（様式第3号）とし、掘削工事又は増掘工事が完了した場合にあつては次に掲げる書類等を、動力装置工事が完了した場合にあつては第3号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 柱状図
(2) 深度ごとの口径を記載した仕上図（口径が深度ごとに異なる場合に限る。）
(3) 温泉分析書

第9条中「第4条」を「第4条第1項第1号又は第2号」に改める。

第11条中「第4条」を「第5条第1項」に、「次の各号」を「同条第2項に掲げるもののほか、次」に改める。

第12条を次のように改める。

（温泉成分等揭示届出書）

第12条 省令第7条に規定する届出書は、温泉成分等揭示届出書（様式第9号）とする。

第13条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第17条中「第8条第1項及び第12条第1項」を「第9条第1項及び第13条第1項の許可並びに法第15条第1項の登録」に改め、同条を第20条とする。

第16条の見出し中「部数及び」を削り、同条中「省令」を「法、省令」に改め、同条第1号中「温泉成分等揭示内容届出書」を「温泉成分等揭示届出書」に改め、同条第3号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「様式第12号」を「様式第15号」に改め、同条を第18条とする。

第14条中「様式第11号」を「様式第14号」に改め、同条を第17条とし、第13条の次に次の3条を加える。

（温泉成分分析機関登録申請書）

第14条 法第15条第2項に規定する申請書は、温泉成分分析機関登録申請書（様式第11号）とする。

（温泉成分分析機関申請事項変更届出書）

第15条 省令第11条に規定する届出書は、温泉成分分析機関申請事項変更届出書（様式第12号）とする。

（温泉成分分析業務廃止届出書）

第16条 省令第12条に規定する届出書は、温泉成分分析業務廃止届出書（様式第13号）とする。

様式第1号中「氏名及び住所」を「氏名」に改め、「年月 日生」を削り、

Table with 2 columns and 2 rows showing changes in land excavation forms. The first table has columns for '掘削地' and '地目', and rows for '地番' and '付近の状況'. The second table has columns for '掘削しようとする土地' and '所在及び地番', and rows for '地目' and '付近の状況'.

に改め、

「	工事費の予算		」
法第3条第2項に規定する権利を有することの証明	土地所有者名		
	権利の内容		

を削り、同様式注1を削り、同様式注2中(6)を(7)とし、(5)を削り、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(4)の前に次のように加える。

(3) 温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第1号注2(1)中「法」を「温泉法(昭和23年法律第125号)」に改め、同様式注2中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加え、同様式注中2を1とし、3を2とする。

(1) 掘削しようとする土地の付近の見取図

様式第6号を削り、様式第5号中「第7条」を「第8条」に、「氏名及び住所」を「氏名」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号を削り、様式第3号中「第5条」を「第7条」に、「氏名及び住所」を「氏名」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「第3条」を「第5条」に、「その代表者の氏名及び住所」を「その代表者の氏名」に改め、「年 月 日生」を削り、「の場所」を「をしようとする場所」に、「愛媛県指令第 号」を「愛媛県指令 第 号」に改め、同様式注2を削り、同様式注3中(5)を(6)とし、(4)を削り、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加え、同様式注中3を2とする。

(1) 増掘又は動力装置をしようとする場所の付近の見取図

(2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第2号注中4を3とし、同様式を様式第4号とし、様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第2号(第3条関係) 土地掘削・増掘・動力装置許可有効期間更新申請書

土地掘削・増掘・動力装置許可有効期間更新申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所又は
所在地並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

㊟

掘削、増掘又は動力装置の許可の別	掘削・増掘・動力装置	
掘削、増掘又は動力装置の許可年月日及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
工 事 の 場 所	所在及び地番	
	地 目	
更新を必要とする理由		
備 考		

注1 不要の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号中「氏名及び住所」を「氏名」に改める。

様式第8号中「氏名及び住所」を「氏名」に改め、「年月日生」を削り、「及びその分析者名」を「並びにその分析及び検査を行つた登録分析機関の名称及び登録番号」に改め、同様式注1を削り、同様式注2中(3)を削り、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加え、同様式注中2を1とし、3を2とする。

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第13条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第12条、第19条関係) 温泉成分等揭示届出書

温 泉 成 分 等 掲 示 届 出 書

年 月 日

愛媛県知事

殿

氏名又は名称及び住所又は
届出者 所在地並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

⑩

温泉を公共の浴用又は
飲用に供する場所

源 泉 名

温 泉 の 泉 質

源泉及び温泉を公共の
浴用又は飲用に供する
場所における温泉の温
度

温 泉 の 成 分

温泉の成分の分析年月
日

年 月 日

登録分析機関の名称及
び登録番号

浴用又は飲用の禁忌症

浴用又は飲用の方法及
び注意

注1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10号中「氏名及び住所」を「氏名」に改める。

様式第12号中「第15条」を「第18条、第19条」に、「氏名及び住所」を「氏名」に、「法第12条」を「温泉法（昭和23年法律第125号）第13条第1項」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第11号中「第14条」を「第17条、第19条」に、「氏名及び住所」を「氏名」に改め、同様式を様式第14号とし、様式第10号の次に次の3様式を加える。

様式第11号（第14条関係） 温泉成分分析機関登録申請書

温泉成分分析機関登録申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

氏名又は名称及び住所又は
申請者 所在地並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

印

分 析 施 設	名 称	
	所 在 地	
温 泉 成 分 分 析 す る 器 具 、 機 械 又 は 装 置 の 名 称 及 び 性 能	に 使 用 す る 器 具 、 機 械 又 は 装 置 の 名 称 及 び 性 能	
分 析 責 任 者	氏 名	
	温泉成分分析の業務に 関し有する 資格	
	温泉成分分析に関する 経験及び研究 成果の概要	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

注1 次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（申請者が法人の場合に限る。）
- (2) 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（申請者が個人の場合に限る。）
- (3) 分析施設の見取図
- (4) 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
- (5) 温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12号（第15条関係） 温泉成分分析機関申請事項変更届出書

温泉成分分析機関申請事項変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

氏名又は名称及び住所又は
届出者 所在地並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

印

登録の年月日及び登録番号

年 月 日 第 号

分析施設

名 称

所 在 地

変更の内容

事 項

変 更 前

変 更 後

変 更 の 年 月 日

年 月 日

変 更 の 理 由

備 考

注1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第13号（第16条関係） 温泉成分分析業務廃止届出書

温 泉 成 分 分 析 業 務 廃 止 届 出 書

年 月 日

愛媛県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所又は
所在地並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

登録の年月日及び登録番号

年 月 日 第 号

分 析 施 設

名 称

所 在 地

廃 止 の 年 月 日

年 月 日

廃 止 の 理 由

備

考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の温泉法施行細則様式第1号、様式第2号及び様式第8号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の温泉法施行細則様式第1号、様式第4号及び様式第8号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第33号

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則

愛媛県保健所使用料規則（昭和33年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

本則第1号アの表直接撮影の項中

「 1,330円 1,300円 1,280円 」	を	「 1,320円 1,290円 1,270円 」	に改め、同表間接撮影
--------------------------------	---	--------------------------------	------------

の項中「630円」を「620円」に改め、同表注の表中

「 170円 120円 100円 70円 」	を	「 150円 110円 90円 60円 」	に改め、同号イの表検査の
---------------------------------	---	--------------------------------	--------------

部ツベルクリン反応の項中「222円」を「218円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第34号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 3 市町村長（保健所を設置する市の長を除く。以下同じ。）は、法第32条第3項の規定により第1項の申請書を知事に送付するときは、当該保健所長を経由しなければならない。

第13条第1項中「に規定する患者票」を「の規定による患者票の交付」に、「よる」を「より、当該保健所長を経てる」に改める。

第14条第2項中「、当該保健所長を経て」を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「、当該届出をした者に」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市町村長は、政令第4条の2第3項又は愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号。以下「特例条例」という。）別表17の2の項の規定により前2項の届出書を知事に送付するときは、当該保健所長を経由しなければならない。

第15条中「当該保健所長を経て、」を削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 2 市町村長は、政令第4条の2第4項又は特例条例別表17の2の項の規定により前項の患者票を知事に送付するときは、当該保健所長を経由しなければならない。

第27条第1項中「同条第5項」を「同条第4項」に、「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 市町村長は、政令第5条の3、第8条第1項又は第9条第3項の規定により第1項の申請書を知事に送付するときは、当該保健所長を経由しなければならない。

- 4 法第45条第2項並びに政令第8条第2項及び第9条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、当該保健所長を経てするものとする。

第28条中「を交付して」を「により、当該保健所長を経て」に改める。

第29条に次の2項を加える。

- 2 市町村長は、政令第7条第2項又は第4項の規定により前項の届出書を知事に送付するときは、当該保健所長を経由しなければならない。

- 3 政令第7条第5項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、当該保健所長を経てするものとする。

第30条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 市町村長は、政令第10条第3項又は第10条の2第2項の規定により第1項の申請書又は前項の精神障害者保健福祉手帳を知事に送付するときは、当該保健所長を経由しなければならない。

- 4 政令第10条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、当該保健所長を経てするものとする。

本則に次の1条を加える。

（精神障害者居宅生活支援事業の実施、変更、廃止等の届出書）

第32条 法第50条の3第1項の規定による届出は、精神障害者居宅生活支援事業実施届出書（様式第29号）により、当該保健所長を経てするものとする。

- 2 法第50条の3第2項の規定による届出は、精神障害者居宅生活支援事業変更届出書（様式第30号）により、当該保健所長を経てするものとする。

- 3 法第50条の3第3項の規定による届出は、精神障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届出書（様式第31号）により、当該保健所長を経てするものとする。

様式第18号の3中「勤務看護婦（士）」を「勤務看護師」に、「勤務准看護婦（士）」を「勤務准看護師」に、「看護婦、准看護婦」を「看護師、准看護師」に、「看護婦と准看護婦」を「看護師と准看護師」に改め、同様式添付書類2中

「看護婦（士）、准看護婦（士）」を「看護師、准看護師」に改める。

様式第28号の次に次の3様式を加える。

様式第29号（第32条関係） 精神障害者居宅生活支援事業実施届出書

精神障害者居宅生活支援事業実施届出書		年 月 日
愛媛県知事 殿		住所（法人にあつては、主 届出者 たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、そ の名称及び代表者の氏名） ㊟
事 業	種 類	
	内 容	
経 営 者	氏名（法人にあつては、名称）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
条 例 、 定 款 そ の 他 の 基 本 約 款		別紙のとおり
職 員	定 数	
	職 務 の 内 容	別紙のとおり
	主 な 職 員 の 氏 名 及 び 経 歴	別紙のとおり
精神障害者短期入所事業 又は精神障害者地域生活 援助事業の用に供する施 設又は住居	名 称	
	種 類（精神障害者 地域生活援助事業 に係るものを除く 。）	
	所 在 地	
	入所定員又は入居 定員	
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日		年 月 日

注1 複数の種類の事業を開始する場合は、それぞれの種類ごとに作成すること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第30号（第32条関係） 精神障害者居宅生活支援事業変更届出書

精神障害者居宅生活支援事業変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所（法人にあつては、主
届出者 たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名）

印

事業	種類			
	内容			
変更事項 (変更新月日)	変更前の内容	変更後の内容	変更の理由	
(年 月 日)				
(年 月 日)				
(年 月 日)				
(年 月 日)				

注1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 変更の内容に応じ、知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第31号（第32条関係） 精神障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届出書

精神障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所（法人にあつては、主
届出者 たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名）



事 業	種 類	
	内 容	
廃止（休止）しようとする 年 月 日		年 月 日
廃止（休止）の理由		
現に利用している者に対する 措置		
休 止 の 予 定 期 間		年 月 日まで (廃止の場合にあつては、記載の必要はない。)

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 複数の種類の事業を廃止し、又は休止する場合は、それぞれの種類ごとに作成すること。

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第35号

愛媛県健康増進センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県健康増進センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県健康増進センター使用規則（昭和50年愛媛県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1の表特定検査診断指導の部血液化学検査ビリルビン総蛋白^{たん}アルブミン尿素窒素クレアチニン尿酸アルカリフォスファターゼ - G T Pトリグリセライドの項使用料金額の欄中「120円」を「100円」に改め、同部血液化学検査^{こう}膠質反応血糖の項同欄中「120円」を「110円」に改め、同部血液化学検査H D L - コレステロール総コレステロールG O T G P Tの項同欄中「200円」を「170円」に改め、同部血液化学検査注1の項中「1,120円」を「1,040円」に改め、同部血液化学検査注2の項中「1,280円」を「1,200円」に改め、同部血液化学検査注3の項中「1,400円」を「1,320円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県健康増進センター使用規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第36号

愛媛県立保育専門学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立保育専門学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立保育専門学校規則（昭和28年愛媛県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 各教科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次に掲げる基準により計算するものとする。
 - 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもつて1単位とする。
 - 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもつて1単位とする。
 - 実技及び実習については、学修は、すべて実習場等において行われるものとし、45時間の実技又は実習をもつて1単位とする。

第21条中「学校所定の課程を修了した者に対しては」を「

別表に定める所定の単位数のうち最低必要修得単位数を修得した者に対しては、卒業を認め」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第21条関係）

区 分	教 科 目	単 位 数		
		講 義	演 習	実 技 実 習
必 修 科 目	社 会 福 祉	2		
	社 会 福 祉 援 助 技 術		2	
	児 童 福 祉 I	2		
	保 育 原 理 I	4		
	養 護 原 理	2		
	教 育 原 理	2		
	発 達 心 理 学 I	2		
	教 育 心 理 学	2		
	小 児 保 健 I	4		
	小 児 保 健 II			1
	小 児 栄 養 II		2	
	精 神 保 健	2		
	家 族 援 助 論	2		
	保 育 内 容(総 論)		1	
保 育 内 容(健 康)		1		
保 育 内 容(人 間 関 係)		1		
保 育 内 容(環 境)		1		
保 育 内 容(言 葉)		1		
保 育 内 容(表 現 I)		1		
乳 児 保 育 II		2		
障 害 児 保 育		2		
養 護 内 容		2		
基 礎 技 能(音 楽 I)		2		
基 礎 技 能(図 画 工 作)		2		
基 礎 技 能(幼 児 体 育 I)		1		
保 育 実 習 I			5	
総 合 演 習		2		
選 択 必 修 科 目	児 童 福 祉 II		1	
	保 育 原 理 II		1	
	発 達 心 理 学 II		2	
	発 達 心 理 学 III		2	
	小 児 栄 養 I	2		
	カ ウ ン セ リ ン グ 論	2		
	保 育 内 容(表 現 II)		1	
	保 育 内 容(表 現 III)		1	
	乳 児 保 育 I	2		
	児 童 文 化		2	
基 礎 技 能(音 楽 II)		4		
基 礎 技 能(幼 児 体 育 II)		1		
保 育 実 習 II			2	
保 育 実 習 III			2	
教 養	倫 理 学	2		
	社 会 学	2		
	法 学	2		

科	生 活 科	学	2		
目	生 物	学	2		
体	英 語	育		2	
目	英 語	育	1		1
備 考					
最低必要修得単位数					
必 修 科 目		53単位			
選 択 必 修 科 目		21単位（うち保育実習4単位）			
教 養 科 目		12単位（うち体育2単位）			
合 計		86単位			

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県立保育専門学校規則別表の規定は、平成14年度以後に愛媛県立保育専門学校に入学する者に係る修業教科目及び配当単位数について適用し、平成13年度以前に同校に入学した者に係る修業教科目及び配当単位数については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第37号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「指定医療機関（休止・廃止・再開）届出書」を「指定医療機関業務（休止・廃止・再開）届出書」に改める。

様式第3ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳以上用）の項1中「(1)又は(2)のうち」を「(2)については」に改め、同項1(1)及び(2)を次のように改める。

(1) H I V の抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 酵素抗体法（E L I S A法）、粒子凝集法（P A法）、免疫クロマトグラフィー法（I C法）等のうち、1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はH I V病原検査の結果

	検査名	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、陰性
H I V病原検査の結果		年 月 日	陽性、陰性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法（I F A法）等の検査をいう。

3 「H I V病原検査」とは、H I V抗原検査及びウイルス分離、P C R法等の検査をいう。

様式第3ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳以上用）の項2注中5を4とし、同項3注中6を5とし、同項4(1)注中7を6とし、同項4(2)注中8を7とし、9を8とし、同様式ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳未満用）の項1中「又は(2)」を「及び(2)」に改め、「確認される」の下に「。(2)については、いずれか1つの検査による確認が必要である」を加え、「15箇月未満」を「18箇月未満」に、「次の(2)」を「次の(1)の検査に加えて、(2)のうち「H I V病原検査の結果」」に改め、同項1(1)及び(2)を次のように改める。

(1) H I V の抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 酵素抗体法（E L I S A法）、粒子凝集法（P A法）、免疫クロマトグラフィー法（I C法）等のうち、1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はH I V病原検査の結果

	検査名	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性、陰性
H I V 病原検査の結果		年 月 日	陽性、陰性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法（IFA法）等の検査をいう。

3 「H I V 病原検査」とは、H I V 抗原検査及びウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

様式第3ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳未満用）の項2(1)注中5を4とし、同項2(2)ア注中6を5とし、同項2(2)イ注中7を6とし、同項2(2)ウ注中8を7とする。

様式第26（その2）中「指定老人訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者」に、

「訪問看護ステーション又は老人訪問看護ステーション」を「訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所」に改め、

「区 分（該当するにレ印を付けること）」を削り、「訪問看護又は老人訪問看護」を

訪問看護ステーション（年 月 日 指定）
老人訪問看護ステーション（年 月 日 指定）

「訪問看護若しくは老人訪問看護又は居宅サービス」に、「保健婦、看護婦」を「保健師、看護師」に改める。

様式第26の2注3中「指定老人訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者」に、「指定訪問看護ステーション又は指定老人訪問看護ステーション」を「当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所」に改める。

様式第26の3中「指定医療機関（休止・廃止・再開）届出書」を「指定医療機関業務（休止・廃止・再開）届出書」に改め、同様式注4中「指定老人訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者」に、「指定訪問看護ステーション又は指定老人訪問看護ステーション」を「当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所」に改める。

様式第26の4注3中「指定老人訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者」に、「指定訪問看護ステーション又は指定老人訪問看護ステーション」を「当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所」に改める。

様式第26の5（その2）中「・老人訪問看護事業者」を「・指定居宅サービス事業者」に改め、同様式区分の欄及び注を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第3の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る書類について適用し、同日前の診断に係る書類については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第38号

漁港法の規定に基づく許可等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

漁港法の規定に基づく許可等に関する規則等の一部を改正する規則

（漁港法の規定に基づく許可等に関する規則の一部改正）

第1条 漁港法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和43年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第3条中「漁港法施行規則」を「漁港漁場整備法施行規則」に改める。

様式第3号備考3(1)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

- 愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規

則第29号)第17条第7号の2、第21号の6及び第25号の2

- (2) 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)第15条第1号ウ(中)並びに第18条第1号エ及びオ並びに第7号キ
- (3) 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5号)第6条第4号並びに第8条第3号、第4号及び第25号
- (4) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)別表第5 3の項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第39号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(道路都市局(道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課及び建築住宅課を除く。))を含む。)」を削る。

第4条第16号中「会計課長」の下に「及び総務課情報公開第二課長補佐」を加える。

第5条第3項の表中「及び地方局出張所総務課又は地方局出張所総務福祉課の担当係長」を「並びに西条地方局の産業経済部伊予三島土地改良課及び丹原土地改良課、松山地方局の総務福祉部久万福祉課及び産業経済部久万土地改良課、八幡浜地方局の総務福祉部大洲福祉課及び宇和福祉課並びに産業経済部大洲土地改良課及び宇和土地改良課並びに宇和島地方局の総務福祉部御荘福祉課及び産業経済部御荘土地改良課の庶務を担当する係長(担当係長を含む。以下この欄において同じ。))」に改め、「含む。)」の下に「、伊予三島土木事務所、丹原土木事務所」を加え、「、伊予地域農業改良普及センター」及び「(担当係長を含む。以下この欄において同じ。))」を削る。

第7条第1項第3号中「もの」の下に「(第5号に掲げる会計事務を除く。))」を加え、同項第5号の表出納員の欄中

「内水面漁場

「内水面漁場管理委員会事務局の事務局長」を

警察本部の

管理委員会事務局の事務局長

に改める。

総務課情報公開第二課長補佐」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

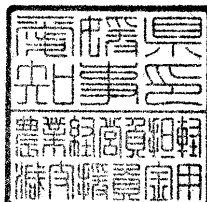
告 示

○愛媛県告示第736号

愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)第6条の規定により、知事印(専用公印)を次のとおり新設した。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

印 影	管 守 場 所	用 途	使用開始年月日
	西条地方局 今治地方局 松山地方局 八幡浜地方局 宇和島地方局	農業経営 負担軽減 支援資金 用	平成14年 3月26日

○愛媛県告示第737号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲(昭和39年3月愛媛県告示第283号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第1号トを次のように改める。

ト 林業技術センター施設使用料

第1号中ナを削り、ニをナとし、ヌをニとし、ネをヌとし、ノをネとし、ハをノとし、ヒをハとし、フをヒとし、ヘをフとし、ホをヘとし、マをホとし、ミをマとし、ムをミとし、メをムとし、モをメとし、ヤをモとし、ユをヤとし、ヨをユとし、ラをヨとし、リをラとし、ルをリとし、レをルとし、ロをレとする。

○愛媛県告示第738号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年9月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

三の項(一)の表(8)の項名称の欄中「株式会社第一勧業銀行」を「株式会社みずほ銀行」に改め、三の項(二)1の表名称の欄中「四国労働金庫本店」を「四国労働金庫愛媛支店」に、「第一勧業銀行」を「みずほ銀行」に改め、同項(二)2中「、東予信用金庫、川之江信用金庫及び四国労働金庫の本店及び支店」を「及び川之江信用金庫の本店及び支店、東予信用金庫の本店、支店及び出張所並びに四国労働金庫の県内の支店」に、「第一勧業銀行」を「みずほ銀行」に改める。

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方労働委員会
愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、別表第1 1の部品目の欄及び同表2の部同欄に掲げる貸与品については、この限りでない。

別表第1中「第2条」の下に「、第3条」を加え、同表1の部貸与対象者の欄(1)中「看護婦」を「看護師」に改め、同部制服（夏）の項着用期間の欄及び同表2の部オーバーブラウス（夏）の項同欄中「任意着用期間」を「着用しても差し支えない期間」に改める。

別表第2 1の部(2)の項貸与対象者の欄、同部(3)の項同欄、同部(4)の項同欄、同部(5)の項同欄、同部(7)の項同欄、同部(9)の項同欄及び同部(10)の項同欄中「林業試験場」を「林業技術センター」に改め、同表4の部(1)の項同欄中「出張所総務課若しくは総務福祉課」を「宇和島地方局御荘福祉課」に改め、同部(3)の項同欄中「又は出張所土地改良課」を削り、同部(4)の項同欄中「林業試験場」を「林業技術センター」に改め、同表10の部(4)の項を削り、同部中(5)の項を(4)の項とし、(6)の項を(5)の項とし、同表11の部品目の欄中「ゴム長靴」を「調理靴」に改め、同表16の部同欄中「ズボン」を「保育衣」に改め、同表中42の部を43の部とし、35の部から41の部までを1ずつ繰り下げ、同表34の部貸与対象者の欄中「緑化センター」を「林業技術センター」に改め、同部を同表35の部とし、同表33の部同欄中「林業試験場」を「林業技術センター」に改め、同部を同表34の部とし、同表32の部同欄中「林業振興課」を「林業政策課」に改め、「若しくは出張所林業課」を削り、同部を同表33の部とし、同表中27の部から31の部までを1ずつ繰り下げ、同表26の部同欄中「若しくは出張所土地改良課」を削り、同部備考の欄中「又は出張所土地改良課」を削り、同部を同表27の部とし、同表中22の部から25の部までを1ずつ繰り下げ、同表21の部中

「安全靴	1	年間	3年	」
------	---	----	----	---

を

「安全靴	1	年間	3年	屋外実習業務に従事する職員に限る。
防寒服	1	冬期	3年	

に改め、同部を同表22の部とし、同表中20の部を21の部とし、19の部を20の部とし、18の部の次に次のように加える。

19 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの	白衣	2	年間	1年
	ズボン	2	年間	2年
	ゴム長靴	2	年間	2年

第2条 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

別表第1中「、第3条」を削り、同表中1の部及び2の部を削り、3の部を1の部とし、4の部を2の部とする。

附則

この訓令中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

庁中一般
各地方機関

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県報発行規程の一部を改正する訓令

愛媛県報発行規程（昭和31年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、地方機関」を「及び次条第1項第1号に掲げる機関」に改める。

第8条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 各地方局、西条地方局伊予三島土木事務所及び丹原土木事務所、松山地方局総務福祉部久万福祉課及び伊予土木事務所、八幡浜地方局総務福祉部大洲福祉課及び宇和福祉課、宇和島地方局総務福祉部御荘福祉課並びに東京事務所及び大阪事務所

(2) 県立学校及び県立図書館

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

農林水産部
各地方機関

漁港に関する受託事務処理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

漁港に関する受託事務処理規程を廃止する訓令

漁港に関する受託事務処理規程（昭和32年愛媛県訓令第5号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第2号

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県監査委員 小川一雄
同 達川光作

同 横 田 弘 之
同 井 上 和 久

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程

愛媛県監査委員監査規程（昭和55年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第6号注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

様式第22号注中「、特別地方消費税」を削る。

様式第45号中「看護婦1人」を「看護師1人」に、「看護婦数」を「看護師数」に改め、同様式注2中「看護婦」を「看護師」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県監査委員監査規程様式第6号の規定は、平成14年度以後の財務に係る監査調書から適用し、平成13年度の財務に係る監査調書については、なお従前の例による。

○愛媛県監査委員規程第3号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように

定める。

平成14年4月1日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄

同 達 川 光 作

同 横 田 弘 之

同 井 上 和 久

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第14号を第16号とし、第12号及び第13号を2号ずつ繰り下げ、同条第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (13) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第4条及び第5条中「進学届」を「進学届兼確認書」に改める。

第1号様式中

進 学 希 望 校	立	高等学校(高等部)・高等専門学校 短期大学・大学	科 学 部	入学資格検定 (認定)合格年度	年度	を
--------------	---	-----------------------------	----------	--------------------	----	---

進 学 希 望 校	立	高等学校(中等教育学校・高等部)・高等専門学校 短期大学・大学	科 学 部	入学資格検定 (認定)合格年度	年度	に改める。
通 学 形 態	自宅通学 ・ 自宅外通学（自宅外通学に係る奨学金の貸与の希望 有 ・ 無 ）					

第2号様式中

学習成績の評定平均値	人物総合判定	を	学習成績の評定平均値	人物総合判定	に改める。
	A B C			A B C	
			自宅外通学に係る 奨学金の適用	基準1 2	

第3号様式中「） 進学届」を「） 進学届兼確認書」に改め、同様式2の項の次に次のように加える。

3 通学形態 自宅通学・自宅外通学

第3号様式中

「 学校長氏名 印 を

学校長氏名

印

確 認 書

上記の進学届を提出するに当たり、奨学金については、
自宅通学
の貸与額
自宅外通学

を希望することを確認します。

本 人 住 所
氏 名
保 護 者 又 は 住 所
保護者であつた者 氏 名

印

印

に改め、同様式(注)を同様式(注)3とし、同様式(注)

3の前に次のように加える。

- 1 進学届の3の項については、高等学校又は高等専門学校に進学した場合に、該当する文字を で囲むこと。
- 2 確認書にあつては、高等学校又は高等専門学校に進学した場合に記入し、該当する文字を で囲むこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第9号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則（昭和32年愛媛県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

	3級15号給以上
3級16号給以上	3級1号給から14号給まで
3級1号給から15号給まで及び2級23号給以上で管理職にある者	2級15号給以上で管理職にある者

を

	3級15号給以上及び再任用教育職員4級
3級16号給以上及び再任用教育職員4級	3級1号給から14号給まで及び再任用教育職員3級
3級1号給から15号給まで、2級23号給以上で管理職にある者及び再任用教育職員3級	2級15号給以上で管理職にある者

に、

3級	2級14号給から17号給まで	2級11号給から14号給まで	1級7号給以上	2級
2級	2級2号給から13号給まで及び1級12号給以上	2級2号給から10号給まで及び1級11号給以上		
1級	1級2号給から11号給まで	1級2号給から10号給まで	1級1号給から6号給まで	1級

を

3級	2級14号給から17号給まで及び再任用教育職員2級	2級11号給から14号給まで及び再任用教育職員2級	1級7号給以上及び再任用職員1級	2級
2級	2級2号給から13号給まで、1級12号給以上及び再任用教育職員1級	2級2号給から10号給以上及び再任用教育職員1級		
1級	1級2号給から11号給まで	1級2号給から10号給まで	1級1号給から6号給まで	1級
備考 この表において、「再任用教育職員」又は「再任用職員」				

に

とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員又は職員をいう。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第10号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「20日」の下に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、別に定める日数）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（病児看護の際の休暇）

第9条の2 職員の養育している子（別に定める子に限る。）で学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病にかかっているものをその職員が看護する必要があると所属長が認定したときは、1年を通じて5日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で別に定める日数）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。

第10条の2第1項中「1歳」を「3歳」に改める。

第11条第1項中「40時間」の下に「（再任用短時間勤務職員にあつては、16時間から32時間までの範囲内で所属長

が教育委員会の承認を得て別に定める時間)」を加え、同条第2項中「土曜日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める日)」を加え、「5日間において午前8時30分」を「5日間(再任用短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間)において、県立学校に勤務する職員にあつては所属長が1日につき8時間(再任用短時間勤務職員にあつては、8時間の範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)となるように、その他の職員にあつては午前8時30分」に改め、「午後5時15分」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で職員ごとに所属長が教育委員会の承認を得て別に定める時間)」を加え、同条第3項中「次の各号に掲げる」を「愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第1条に規定する機関に勤務する」に、「当該各号に掲げる」を「規則第2条の」に改め、同項各号を削る。

第12条を次のように改める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、別に定める時間を超えて、正規の勤務時間外の勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他別に定める勤務を除く。)をさせてはならない。

3 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)」における」と、前項中「小学校就学の

始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第15条中「から第14条まで」を「、第13条及び第14条」に改める。

(愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 愛媛県立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員の勤務時間については、教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号)第2条第1項、第3条及び第4条の規定を準用する。

第3条第3項中「前項の職員を除くほか」を「前2項の規定にかかわらず」に改める。

(教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(勤務時間等)

第2条 教育職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。)の勤務時間は、1日につき8時間となるように所属長が割り振るものとする。

2 寄宿舍指導員の週休日は、毎4週間につき所属長が職員ごとに指定する8日とし、その勤務時間は、毎4週間につき1週間当たり40時間となるように所属長が割り振るものとする。この場合においては、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第11号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第3条第1項中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

第13条第1項及び第2項中「同和教育推進主任」を「人権

・同和教育推進主任」に改め、同条第3項中「同和教育推進主任」を「人権・同和教育推進主任」に、「同和教育」を「人権・同和教育」に改める。

第16条の2第1項中「主任寮母」を「主任寄宿舎指導員」に改め、同条第2項中「主任寮母」を「主任寄宿舎指導員」に、「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同条第3項中「主任寮母」を「主任寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則3-17

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則3-1）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「第58条第4項」を「第58条第5項」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (6) 個人情報の開示、訂正及び削除並びに個人情報の取扱いの是正に関すること（個人情報の開示、訂正及び削除の請求に対する決定に係る不服申立て並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出に関するものを除く。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事業所の号別区分等（平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成14年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

表12の項事業又は事務所の欄中「林業試験場」を「林業技術センター」に改め、同表労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないものの項同欄中「地方局出張所」を削り、「

「児童相談所

児童相談所」を

に改め、「緑化セ

食肉衛生検査センター」

ンター」を削る。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永 野 英 詞

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

第1条 愛媛県企業職員被服貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表第1女子職員のうち、次の各号に掲げるものの項品名の欄及び同表女子職員（技能労務職員のうち、電話交換及び医療計算の業務に従事する者以外のものに限る。）の項同欄に掲げる被服については、この限りでない。

別表第1中「第3条」の下に「、第6条」を加え、同表看護業務に従事する職員の項を次のように改める。

看護師	男女	予防衣	3着	〃	〃
		看護衣	3着	〃	〃
		看護帽	3個	〃	〃
		看護靴	2足	〃	〃
男子	看護ズボン	3着	〃	〃	
	女子	看護衣上着（半袖）	2着	〃	〃
女子	看護ズボン	2着	〃	〃	
	靴下	3足	〃	〃	

別表第1備考1中「任意着用期間」を「着用しても差し支えない期間」に改める。

第2条 愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削る。

別表第1中「、第6条」を削り、同表女子職員のうち、次の各号に掲げるものの項、女子職員（技能労務職員のうち、電話交換及び医療計算の業務に従事する者以外のものに限る。）の項及び備考の項を削る。

附 則

この管理規程中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

--	--